

政令第 号

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第二条第一項の市町村を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第二条第一項の市町村を定める政令（昭和四十一年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

「及び逗子市」を「、逗子市及び大津市」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第二条第一項の規定に基づき、政令で定める市町村として大津市を指定する必要があるからである。